

授業料等無償化を受けるには学業要件を満たす必要があります

これまでからお知らせしているとおり、兵庫県の公費による支援であることを踏まえ、令和8年度の県無償化制度の審査にあたっては、皆さんの学修状況に一定の要件が課されることになっています。

令和8年度の申請時は、令和7年度の学業成績が判定対象となります。現在の学部1年生も含めて、令和8年度に授業料無償化を申請予定の方は、今のうちから勉学に励み、要件を満たす学業成績となるよう努めてください。

#### <学業要件>

- ア 学部生 以下1.～4.の要件のいずれかに該当する場合は対象外となります。  
イ 大学院生 以下1.及び3.の要件のいずれかに該当する場合は対象外となります。

1. 修業年限で卒業または修了できないことが確定
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の6割以下
3. 学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が著しく低い状況にあると判断される
4. 2年連続で、【警告の要件】に該当

#### 【警告の要件】以下のいずれかに該当

- (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の7割以下
- (2) 学年1年間の成績（GPA）が学部において下位4分の1の範囲
- (3) 学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が低い状況にあると判断される

※標準単位数とは

卒業に必要な単位数 ÷ 4年（修業年限） × 在学年数（休学期間を除く）

※災害・傷病等のやむをえない事由により試験を受けられないなど、成績判定ができなかつた場合は、必ず教育企画課に相談してください。（申し出があった場合も、斟酌すべきか否かを判定する審査があり、必ず認められるとは限りません。）

※令和8年度の授業料等無償化制度の申請は、令和8年5月を予定しています。

（参考）

- ・兵庫県ホームページ「県立大学の無償化」（「制度の概要」を参照）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/kennritudaigakumushouka.html>